

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月1日
【会社名】	株式会社ツクイホールディングス
【英訳名】	TSUKUI HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 津久井 宏
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【電話番号】	045(842)4232(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理推進本部統括 渡邊 直雄樹
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【電話番号】	045(842)4232(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理推進本部統括 渡邊 直雄樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2021年5月31日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2021年5月31日

(2) 当該決議事項の内容

### 第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

#### 併合の割合

当社株式について、17,839,446株を1株に併合いたします。

#### 株式併合の効力発生日

2021年6月21日

効力発生日における発行可能株式総数

16株

### 第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

さらに、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主はMBKP Life株式会社（同社は、2021年4月9日に合同会社から株式会社への組織変更をしております。）及び株式会社津久井企画のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年6月21日に効力が発生するものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	681,142	213	44	（注）	可決（99.96）
第2号議案	681,240	158	1	（注）	可決（99.98）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
該当事項はありません。

以上